

令和6年度 第1回芦屋市打出<sup>打出</sup>芦屋<sup>芦屋</sup>財産区共有財産管理委員会 会議録

日 時	令和6年5月15日(水) 午前10時～午前11時30分
場 所	東館3階 中会議室
委員出席者	細谷昌巳委員長、樋口勝紀副委員長、朝比奈 洋委員、極楽地太一委員、阪口輝紀委員、寺本慎兒委員、天王寺谷充康委員、灘本二三夫委員、松本隆夫委員、織田信也委員、馬場重行委員、福井利道委員、山村剛史委員
委員欠席者	杉本光仁委員、 天王寺谷昭博委員
市側出席者 事務局	岡崎総務部長 総務課：北條課長、柿原係長
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

【会議次第】

1 あいさつ

2 報告事項

- (1) 令和5年度 打出芦屋財産区会計決算(見込)について
- (2) 奥山落石防護網補修詳細設計調査結果について

3 報告事項

- (1) 令和6年度 打出・芦屋財産区会計補正予算(案)について
- (2) 行政視察について
- (3) 打出芦屋財産区共有地の貸付けについて(再協議)

4 その他

1 挨拶

細谷委員長 それでは、ただ今から、芦屋市打出・芦屋財産区共有財産管理委員会を開催いたします。開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

—細谷委員長あいさつ—

事務局 ありがとうございました。

財産区管理者であります高島市長が他の行事と重なりまして、申し訳ございませんが本日は欠席となりました。

それでは、事務局側から、本年4月の人事異動により森田部長から新たに岡崎部長が総務部長となりましたので、御紹介いたします。部長、よろしくお願ひします。

—総務部長あいさつ—

事務局 ありがとうございます。  
また、総務課長も異動となりまして、新たに北條課長が総務課長となりましたので、御紹介いたします。

—総務課長あいさつ—

事務局 本日は、杉本委員と天王寺谷昭博委員が欠席です。また、福井委員は少し遅れて来るということ聞いております。委員長、議事の進行をお願いしたいと思います。

細谷委員長 それでは、議事に入ります前に、委員の出席の確認ですが、15名中の13名でありますので、本委員会は成立いたしております。

議事録署名委員は、慣例によりまして織田信也委員と阪口輝紀委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、報告事項(1)「令和5年度 打出芦屋財産区会計決算（見込）について」、説明をお願いします。

事務局 —令和5年度 打出芦屋財産区会計決算（見込）について説明—

細谷委員長 ただ今の説明に対して、ご質問等ございませんでしょうか。

寺本委員 歳出の委託料のうち業務委託料として伐採と剪定と除草について112万円が執行されてるんですが、これ、昨年度、多分50万円ぐらいだったんですよ。この倍ほど上がってるという理由は何でしょうか。

事務局 奥山にマンションがありますが、あの周辺の木が、台風によって傾いた木が発生したりしており、伐採等を行っておりますので、金額的に増えてるという状況がございます。除草は大体毎年決まった場所を行っておりますが、枝とかがマンション側に伸びてるというようなケースがございます。これらについてはなかなか予測つかないところがありますが、相手方から申出がありました際には、現地確認した上で伐採あるいは倒木の撤去等を行ってるという状況でございます。

寺本委員 ありがとうございます。

細谷委員長 この関電の高圧線下の樹木伐採補償金というのは、何か所かあるわけですか。

事務局 高圧線が3路線ありまして、この3路線で関西電力送配電株式会社が現地を調査した上で順次やってるという状況がございます。

細谷委員長 阪神高速からよう見たら、やっぱり鉄塔も新しいのが見えます。

事務局 南側のところは建て替えたりしています。

細谷委員長 何か光ってるからすごく新しそうやな。電車から乗っとっても香櫨園からも見えます。立木伐採補償金の算定基準というものはあるのですか。

事務局 公共事業による補償として、桜だったら幾らとか、広葉樹だったら幾らという値段決められています。その算定と同じような基準がありまして、それに従って算出しています。

細谷委員長 鉄塔やっぱり多いのは芦屋と、そのほか西宮ですか。

事務局 3路線ありますから鉄塔多いのは多いと思います。市街地のなか、朝日ヶ丘町や岩園町にも通っていつてます。尼崎市の場合は、町なかに南側の工業地帯に向かっている路線もあります。

細谷委員長 一度伐採するともう何十年もないということですか。

事務局 毎年のようにあります。距離が長いので、今年はこちら、次その隣みたいな、そんな形でやってます。

細谷委員長 分かりました。ありがとうございます。  
なければ、何かありますか。

寺本委員 去年は、キャッシュフロー計算書もあったと思いますが。

事務局 次回の委員会では決算(案)として、説明します。  
今回は見込みの概算だけということで、貸付物件等も全部載せた分につきましては、次回の8月開催予定の委員会で報告をさせていただきます。

寺本委員 分かりました

細谷委員長 ありがとうございます。  
それでは、報告事項(1)「令和5年度打出芦屋財産区会計決算(見込)について」は、了承した上で、次に報告事項(2)「奥山落石防護網修繕詳細設計調査結果について」事務局から説明をお願いします。

事務局 ー奥山落石防護網修繕詳細設計調査結果について説明ー

細谷委員長 ただいまの説明について、何か御質問等がありますでしょうか。

今回、防護網を張っても繰り返しになるのではないのでしょうか。

事務局　この防護網でこれまでも守ってきました。大きな岩みたいなのはなく、この写真で見られるような程度の岩というか石があるということです。

細谷委員長　木とか腐って、またそれが来て、折れてそこからまた水出て、土石流とか流れることはないのでしょうか。

事務局　水が流れ込むような地形ではないようです。

細谷委員長　これらの岩石もろいものではないのですか。

事務局　花崗岩ですので、風化してもろくなって、岩の隙間に樹木が入って、その木の根の影響で亀裂が入ったりしてという状況です。現地を見に行っただけですけど、この斜面地で水が流れてるような状況はなかったです。

天王寺谷(充)委員　この通路はどういう性質の通路なんですか。

事務局　この通路は、この下に芦屋川から取った水の管が入ってまして、それを見るための通路、点検するための通路です。

天王寺谷(充)委員　水道部が利用するための通路ということですか。

事務局　はい、そうです。

天王寺谷(充)委員　この工事費用の負担に関して、水道部とかその上の県道とかの負担はないのですか。

事務局　県の負担はありません。  
水道部はこの写真にあるように鉄骨を組んで待ち受ける擁壁を作っています。

天王寺谷(充)委員　その工事費用の負担に関して、財産区だけで負担するんじゃなくて、市とか県とかに要請するような考えはないんですか。

事務局　それは調査しましたが、要は崩れ落ちたところに、どこに影響があるかというところがありまして、民家に影響がない。これがもし、県道に影響があるのであれば県に相談もできます。県道沿いの山の斜面、コンクリートで固めたり網を張ったりしていますが、県が施工しています。

天王寺谷(充)委員　県道の真下ですが、これ崩れ落ちたら道路が崩れるような可能性はないのですか。

事務局           そこまではありません。

天王寺谷(充)委員   水道部の負担はないのですか。ほとんど水道部が全てを使ってるから、水道部の負担はないのですか。財産区が全部負担しないとだめなのですか。

事務局           水道部は水道部で、下で待ち受け擁壁を造って対応しています。

天王寺谷(充)委員   それは分かるけど、この工事費用の負担に関して、水道部側は3分の1とか5分の1とか負担するような考えはないのですか。全部財産区の負担ですか。

事務局           土地所有者の責任です。

天王寺谷(充)委員   通路を利用してるのは水道部でしょ。  
そのことにちょっと矛盾を感じるんですが。  
普通の通路ではなく、水道部のみが使用する通路ですから。

事務局           例えばここがいわゆるレッドとかイエローと言われる土砂災害警戒区域のような形で指定されてる場合については補助とかいろいろあるということです。  
民家があれば、その民家を守るために補助とかいろいろあるということです。

天王寺谷(充)委員   家じゃなくて、生命の危険とか、そういうことではないのですか。  
だけど、県道やったらそら民家がないところもあるでしょう、山の中では。

事務局           あります。県道を通行する人を守るためということです。

天王寺谷(充)委員   ここは、県道のちょうど下になってるようなのですが。

事務局           県道に影響があるほど、崩れることがないということです。

天王寺谷(充)委員   そこまで崩れることなかったら、修理することないやんか。

事務局           今回はこれが崩れると、芦屋川取水口から芦屋川から水が取れなくなるということがあるからです。

天王寺谷(充)委員   だから下側のほうに影響あるということですね。  
県道のほうはなくて、水道施設のほうに影響があるということなのに水道部としては、全く負担しないということですね。

事務局           水道部としては、もう既に待ち受け擁壁を造って対応しています。

天王寺谷(充)委員 対応だけでしょ。この工事費に関しては。

事務局 工事費に関しては、負担はする予定はないということです。

阪口委員 修理の費用に対しての年間の賃料収入が低過ぎる。財産区の性質を私よく分かってないですけど、150年で回収とかって普通で考えたらちょっとあり得ないんで、じゃあ、もう賃料を上げるとかっていう。

事務局 水道部から当然賃料という形ではもらってます。じゃあ賃料を上げるということなんですが、これ賃料上げますと水道料金に反映します。水道は独立会計でやってますから、賃料上げれば水道料金が上がるというところがあって、我々もこの辺についてはなかなか難しいところがあると思っています。

阪口委員 すごい我々が悪者になる感じなんです。

事務局 土地所有者としてはもう致し方ないかと思います。

阪口委員 貸付地をもう買い取ってもらったほうが良いのではないのでしょうか。

天王寺谷(充)委員 水道部に買い取ってもらってください。

細谷委員長 買ってもらうことはできないのでしょうか。

事務局 水道部が買い取るということであれば、それがまたイコール水道料金に反映することになります。

細谷委員長 それはやむを得ないのではないのでしょうか。

事務局 水道部も待ち受け擁壁を造って、もしもに備えての対応は取ってますが、その上から崩れるとなれば、さすがにそこは土地所有者、逆にその土地を持つ側が対策を行うという形になるかと思います。

細谷委員長 報告事項(2)「奥山落石防護網修繕詳細設計調査について」は、報告事項として了解しました。

次に、協議事項(1)「令和6年度芦屋・打出財産区補正予算(案)について」説明をお願いします。

事務局 ー令和6年度芦屋・打出財産区補正予算(案)について説明ー

細谷委員長 ただいまの説明に御意見、質問等ありますか。

松本委員 今の落石防護網の補修ですけど、これ補正前の予算と補正後の予算が、当初の補正前から2.7倍になってるんですよ。この予算2.7倍に増えるって普通あり得ないんじゃないかって常識的に考えますよね。いわゆるこの3,372万4,000円の根拠を教えてくださいのと、要は単純に補正後でこれを検討するに当たって、その妥当性をね、どういうふうに考えておられるか、考えをお聞かせいただきたい。

事務局 資料3-1の下のほうの図面を見ていただいたら分かるんですけども、この赤くメッシュがつけられてる部分、網目状になってる部分と、それから、なおかつ、ここに黄色で書かれてる部分があるんですけど、これがもともとあった網、落石防護網の部分でございます。

この黄色の部分、もともとあった網とその辺りの部分補修だけで済ます予定だったんですが、全体としてこの赤い部分、これも既存の部分なんです。ここの部分全体の張り替えと、青い部分が追加、上流、下流で追加をしておりますので、もともとの部分に対して3倍程度の新たな網の追加部分が発生してるというところがありますので、金額的には増えているという状況でございます。

市の工事担当の技術職員が現地を調査していたときも実際に石が転がり落ちてきたということがありまして、やっぱりその必要性はあるんだろうというふうに判断しました。

いわゆるこの左右に拡張する必要性が、実際に現地調査したときにそこから本当に石が転がり落ちてきたのを確認しています。ですから、やっぱりその必要性はあるだろうということ聞いております。要はエリアが広がったというところでの費用が増えるというところになってます。

松本委員 この数字のいわゆる根拠ですわ、3,372万4,000円はどこから出てきたのか。いわゆる見積りを取っておられて何か比較、何か対処されたかどうか。というのは、先ほどの、冒頭の収入のところで繰越額とほぼ近い数字になっているのですが。

事務局 たまたまです。

松本委員 だから合わされたんかなと思ったんですよ。いや、だから根拠を教えてくださいなのですが。

事務局 これはこの調査設計業務を行った事業者の資料を基に市のほうで積算を行ってます。市は基準が決められており、こういった工事をやったら1平米幾らとか値段決められてますので、それを積み上げた結果、この補正額として3,372万4,000円という数字が出てきたというものでございます。

ただし、実際にこの金額で入札を行ったとしても、一般的に入札で参加業者はそれより下の数字を入れてくる傾向がありますから、実際にこれだけかかるかどうかは入札の結果を見ないと分からないというところがございます。

それともう一つは、6月議会で補正をいたしまして、その後に入札を行ってしますから、実際に入札が執行されるのは夏ぐらいになり、そこからの工事となります。

現在、最近、工事事業者も忙しくてなかなか手を挙げてくれるところがないというの

が現実的にはあると聞いております。その辺りで工事費の費用というか、これ以上また上増しするということはまずないとはいわねえ、我々見てるんですけども、入札の結果としては、これよりもできたら低い額で落札希望としてはあります。

松本委員 入札はいいんですけど、これから雨期とか、いわゆる大雨とか、災害の時期といわね、今、非常に気候変動が多いですよ。それでまた追加でまた対策が必要になってくることは検討されてるんでしょうか。もうこれで万事オーケーということなんですかね。いわゆる追加対策が必要になると、また追加で工事費が追加になると思うんですけど、その点はいかがですか。

事務局 これは調査の結果の報告に基づいてやっておりますので、今のところ追加工事はないと見ています。しかし、何十年後に来るかと言われると、そこはなかなか読めないところですよ。花崗岩質は、年数がたてば風化してきて崩れやすくなるという特性がありますから、これでずっといけるのかと言われるとむづかしいと思います。というのは、もともと最初に施工した防護網で十分な対策ができていると判断しておりました。

ところが、実際は崩れてきた岩がたまってきたり、あるいは新たに亀裂が入ったりして、アンカーが緩んだりという形でやり替えないといけないという状況が生じております。ですから、未来永劫この網だけでいけるかという、そういうものではない。それは時の経過とともに地面の風化、形状も変わってきますので、その影響も受けますので、そういった部分によって、さらに追加工事、あるいは、もともと想定したような網の張り替えというのが発生する可能性はゼロとは言えないというふうに思います。

山村委員 それでしたらもうなおのこと赤字じゃなくて黒字になる計画にしとかないとまずいと思うんですよ。

山村委員 松本委員がおっしゃってるのは、その積算明細を開示していただければということじゃないですか。

事務局 それは入札前ですからできません。

山村委員 出さなかったら分かんないですよ。

事務局 積算明細は、入札前なんでこれは出せません。出せば業者がその数字を知ってしまうことになります。

松本委員 そのことは理解できます。

山村委員 総額も知ってしまったらまずいということですか。

事務局 総額は出てます。これは入札のときのいわゆる条件です。市としてはこれだけのものだという数字を出して、業者さんはそれを見て入札をすることになります。

山村委員 どれぐらいで来るかはそれぞれ考えるわけですね。

事務局 そこは業者さんがそれより低い額であれば、一般的には落札できます。だから業者は、自分のところの工事の日程ですとか資機材とかの調達価格。クレーンとか使いますから、クレーン業者さんとの調整があって、そこをだんだんと落としていく、どれぐらい落としていくか、5%落とせる業者もあれば、8%落とせる業者もあるかもしれませんし、その結果が落札ということになります。

山村委員 先ほどお話あったように、だから、これだと賃料だけで150年ぐらいに1回の工事でいいのかということになりますんで、水道料金がと言われてますけど、そこはバランス取らないと、ずっと赤字になって、そのうちお金がなくなって修繕できなくなるということじゃないですか。

事務局 水道部との協議の中で、水道料金、要は賃料が上がれば、それは水道料金に反映されるという意見があり現在の価格になっています。我々としては適正な、鉄塔敷地として貸してる部分については、それなりに年数によって、土地の値段が上がれば上がるし、下がれば下がるような形で評価を行って賃料を算定してるんですけども、水道部のほうにつきましても同様な形でお願いはしてるんですけども、今言いましたように水道料金に反映されるという部分があります。要は賃料が上がれば水道料金がそれだけ上がるという形がありますので、我々といたしましては、今現在この額で水道部と賃貸借の契約を行ってるという形でございます。

山村委員 それは理解できるんですけど、こういう計画でやっていって、もうあるとき、追加追加でもうお金なくなりました、できませんってなったらどうするのですか。

事務局 ほかの地域の財産区なんかでも同じように、ため池を持ってるところもあります。ため池が崩れて多額の工事費が発生したというようなケースがあるんですが、その場合は、財産区にお金がなかったら一般会計から財産区へお金を繰り入れてもらって、一般会計から借りる形となります。

山村委員 要するに税金ということですよ。

事務局 ほかの地域ではそういうケースがあります。

山村委員 財産区としては公共サービスに寄与するという前提が何か法律上決まってるんですか。

事務局 公共サービスというよりも財産区の維持管理。財産区が、この場合ですと、旧の打出村、芦屋村の財産の維持管理を行うというのが財産区の形でございます。

山村委員 もうけを追求する団体じゃないと思うんですけど、何か減る一方だと維持もできない

んで、そこは何か考える必要があるかなとは思いますが。以上です。

天王寺谷(充)委員 工事内容は、これは防護網。ネットを張るということですか。  
張るだけですか。根本的に、ほんならそこが直ってないだけで、これ、落石を防ぐだけの工事なんですか。

事務局 当然、防護網を張るときに崩れそうな岩とかは落とします。

天王寺谷(充)委員 根本的な岩盤を固めるとかはやらないのですね。ネット張るだけですね。

事務局 それで十分という考え方です。  
県道沿いでは、上からコンクリートを塗ったように、その土地の形で固めた所もあれば、四角いコンクリートの枠で押さえつけているようなところもあります。

天王寺谷(充)委員 ただ落ちてくるやつを網で受け止めるだけの工事で、4,600万円もかかるのですか。

事務局 コンクリートで固めるような工事ですともっと高額になると思います。

天王寺谷(充)委員 高いの分かるが、根本的な解決となっていないのではないのでしょうか。網で防いでるだけの工事です。網なんかすぐ破れないのですか。

細谷委員長 この前の工事はいつおこなったのですか。

事務局 阪神淡路大震災後です。

天王寺谷(充)委員 ネットだけで何百年もつわけじゃなし、根本的な対策せんとあかんやろう。

細谷委員長 この工事費は、安なるときもあるし、高なるときもあるというわけですね。

事務局 入札ですから安くなるという前提でやってますし、入札不調で高くなったらまたら、もう一回補正予算という話になりますので、基本的にはこの範囲内で収まるように算定しています。

細谷委員長 この辺りの芦屋川はやっぱり大分土砂で埋まっていないのですか。

事務局 砂防堰堤がありますので、そこは大丈夫です。

細谷委員長 芦有道路の芦屋ゲート下の砂防堰堤は、砂で埋まっているようにみえますが。

事務局 10年か20年前ぐらい前でしたか、一度、土砂を撤去してます。

細谷委員長　もう真っ茶色になっています。

樋口副委員長　ほかに考えられる場所ってあるんですか。こういうことが起こったら、また、こういうネット張らなあかんという場所を管理してる中であるんでしょうか。

事務局　この水道施設の部分しかないと思います。  
県道沿いは、県が工事を実施しています。  
また、芦屋川については、国の六甲砂防事務所が堰堤等を施工しています。  
前回の委員会でも言いましたように、通称、蛇谷林道と呼ばれてる蛇谷沿いの土樋割峠への道沿いとか、そういうところのいわゆる小規模な補修工事というのはこれまでもやってきてますし、その必要性はあると思います。山の中で崩れてもそこは一切何もやってないというのが状況です。ハイカーから木が倒れてると通報があることもありますが、あくまでもそこは山の中のことで、もうそのままにしてるという状態はあります。

寺本委員　落石予防工の件なんですけど、資料2-10の中では、浮石自体は幅30センチ程度で小さい。だから予防工事はしないよということで出てますよね。この内容の11と12は、いやいや、やりますよという話で出てるんですけど、例えばこの11の写真の中で、赤の点線で囲んでるところ、これ浮石ですよ。それから下の転石なんかはかなり大きいんですね。  
これってもともと顔出してなかったけども、崩れてくる中で顔出してきたいという意味ですか。

事務局　そうだと思います。その以前の調査の結果が分からないですけど、恐らく前回工事時にこのような岩があれば何らかの対策を行っていると思います。その時点では発見されなかったというところだと思います。

寺本委員　ということは、資料2-11の転石ですよ、これもかなりでかいですよ、真ん中にある。だから、ここの地域というのは、崩れて、ずれて、掘ってみると、中はどのような状況か全然分からないと思います。  
このような大きな石がこれから出てくる可能性があるという理解でいいですか。

事務局　今回調査する際に樹木の伐採とか、それから雑草とか刈り取った上で調査していますので、ある程度見えてる状況でこの調査は終わってます。さらに、もっとその土の下にある分というのは分からない可能性はありますけども、樹木の伐採、除草等を行った上での調査を行っています。

寺本委員　結論的に言うと、大きな石があるから落石予防工が必要だという判断をされたということですね。理解しました。

事務局 そのために、先ほど決算見込みで説明しましたが、調査費用もかなりかかっています。調査設計で約500万円かかっています。調査のための樹木の伐採とか除草の費用も含まれています。

朝比奈委員 今さっき説明ありましたが、例えば県道に石が落ちてきた場合ですね、応急処理は財産区がしなければならないというふうにおっしゃられましたけど、そういうふうなことになるわけですか。

事務局 土地所有者の責任としてやることになります。過去に、一番北側のカーブのところにあるマンションの北側の斜面が崩れて、土砂がマンション内に入り込んで、建物そのものには被害はなかったんですけど、エレベーターピットに水が入り込んでエレベーターが止まったというケースがあります。そのときは財産区の費用でその復旧工事と、それから斜面地の応急の復旧工事は行いまして、その後、県の六甲治山事務所をお願いして、治山工事として対策工事、本格復旧対策工事は全部やっていただいたという状況です。

朝比奈委員 それとあと、いろいろ登山道がたくさんあります。土樋割峠に入る道があると思うんですけどね、結構よく崩落してますよね。  
ああいうのはやっぱり財産区が直さないといけないということですか。

事務局 今年度の予算である程度の補修工事の予定はしております。  
ただ、それはもともとあの道が山林火災ですとか、遭難救助の際に消防車両が通ったりするところがあるので、そうした意味合いでやろうとしています。これまでは堰堤工事とかの関係があって、そのときには使ってもらって良いですが、もし自分たちが危険だと思うところがあったら直して使ってくださいというような形で工事の際に適宜直して、自分たちで安全なように直して使ってもらっておりましたが、最近そういった工事がなく、10年ほど前にも補修工事を行いました。今回はちょっと崩れ方が激しいところが出てきてますので、何らかの対策工事が必要だというふうには考えてます。

朝比奈委員 そういうことを考えてみますと、結構これからいろいろ大雨とかですね、降ったらすごいお金が要るんじゃないかというふうな予想はします。そのときには財産区のお金を使って補修をしないかんということになる。  
そこら辺もいろいろ考えて、もちろんお金がなければ、それは税金からこっち側へいわゆる融資を受けて、いつかはまた返さないかんようになると思いますが、そこら辺をよく考えとかなあかんのかなということをちょっと感じました。

事務局 台風等の影響で木が倒れ込んだりとかするケースは確かにこれまでもありますので、そういった部分でしたら伐採とかやりますけど、地面が崩れるというか、そこまでのものはなかったということです。

細谷委員長 弁天岩、あそこはだれの所有地ですか。

事務局 一部あの周囲だけ公有地ではない土地です。民有地です。

細谷委員長 弁天岩は落ちないのですか。

事務局 落ちることはないと思います。

事務局 震災で上から岩が落ちてきたりしてるのは聞いてます。

細谷委員長 あと、何か質問ないですか。  
この見積りもうちょっと詳しくするわけですか。

事務局 これは補正予算として、この金額で議会に御審議いただいて補正として計上いたします。工事としては、この予算という形で出します。実際に入札する際には、コンクリートとか値段変わったりしますから、当然その入札段階で、その時点での価格に基づいて入札を行うという形です。

細谷委員長 やむを得ないですね。

事務局 土地所有者としてやむを得ないことと思います。  
ただ、水道部には、それだけの賃料しかもらってないよというのは確かにあると思います。賃料に比べて大きな工事しているという委員の意見も伝えたいと思います。

阪口委員 賃料の改定の申入れとかがってできるタイミングとか決まってるんですか。

事務局 協議としてはいつでもできる形にはなると思います。

阪口委員 取水口の別候補地とかは調査されてるんですか。

事務局 取水口はここしかない形です。

細谷委員長 芦屋川を止めて取っているのですか。

事務局 引き込む形で水を取り入れています。  
奥山の浄水場で浄水されて、阪神水道企業団の水と混ぜて流しています。

細谷委員長 分かりました。それでは、協議事項(1)「令和6年度打出芦屋財産区補正予算(案)について」は、異議なしということでよろしく願います。  
次に協議事項(2)「行政視察について」事務局から説明をお願いします。

事務局 ー行政視察について説明ー

細谷委員長 委員の皆様は、次回までに視察に行きたいところがあれば、よろしくをお願いします。

事務局 事務局でも候補地をお勧めしたいというふうに考えてます。

ただ、過疎化が進んでる状況があり、財産区議会をやめて、管理会という形に切り替える財産区が増えてきてます。恐らく財産区議会という議会そのもののメンバー構成も難しくなり、選挙を実施することも難しくなっている状況があると思います。管理会は7人で構成できますので、そちらのほうに持っていったるようなところも、ネットで見る限りでは出てきてます。

朝比奈委員 財産区をやっぱり有効的に使用されてる例とかですね、有効的っていういろんな考え方あると思うんですけど、そういうお金、財政的にプラスとか、またそういう自然のそれを利用して、市民とか、そういう方に使ってもらおうとかですね、そういうふうな何か例があればね、そういうところが。

今のこの財産区を今後どういうふうにしていくかということも含めてですね、そういうあれがあればとは、いいかなというふうに私は思います。

事務局 了解しました。

細谷委員長 では、次回までに委員も視察に行きたいところを考えておくようをお願いします。  
次に、協議事項(3)「打出芦屋財産区共有土地の貸付について」事務局から説明をお願いします。

事務局 ー財産区共有地貸付について説明ー

細谷委員長 前回、貸さないということになっていませんでしたか。  
断れないのですか。

事務局 作業する際にちょっと貸してほしいという、その作業地への出入りのために貸してくれないかというのがあって、これは例えば今までもこの市有地を、工事の関係で市有地に足場立てさせてくれとか、そういうのは、あるいは通路に使わせてくれということで、対応したことはあります。それも要はあくまで一時貸付けですから、一時的なそういった対応というのはしたことがあります。

福井委員 止めておく方が良いのではないのでしょうか。奥の土地を安く買って、これ使えることになって、価値上がるわけですから。  
その加担はできないでしょう。

細谷委員長 貸し付けはできないということで、お願いします。  
その他として、何かありますでしょうか。

事務局 本日の案件は以上でございます。

次回8月には決算の最終報告をさせていただきたいと思います。また、行政視察先等についても協議をしたいというふうに考えてます。

細谷委員長     ありがとうございました。

それでは、本日の予定は以上でございます。署名人に選ばれた委員さんにおかれましては、今後、議事録への署名をお願いいたします。

これもちまして、本日の委員会は終了いたします。お疲れ様でした。